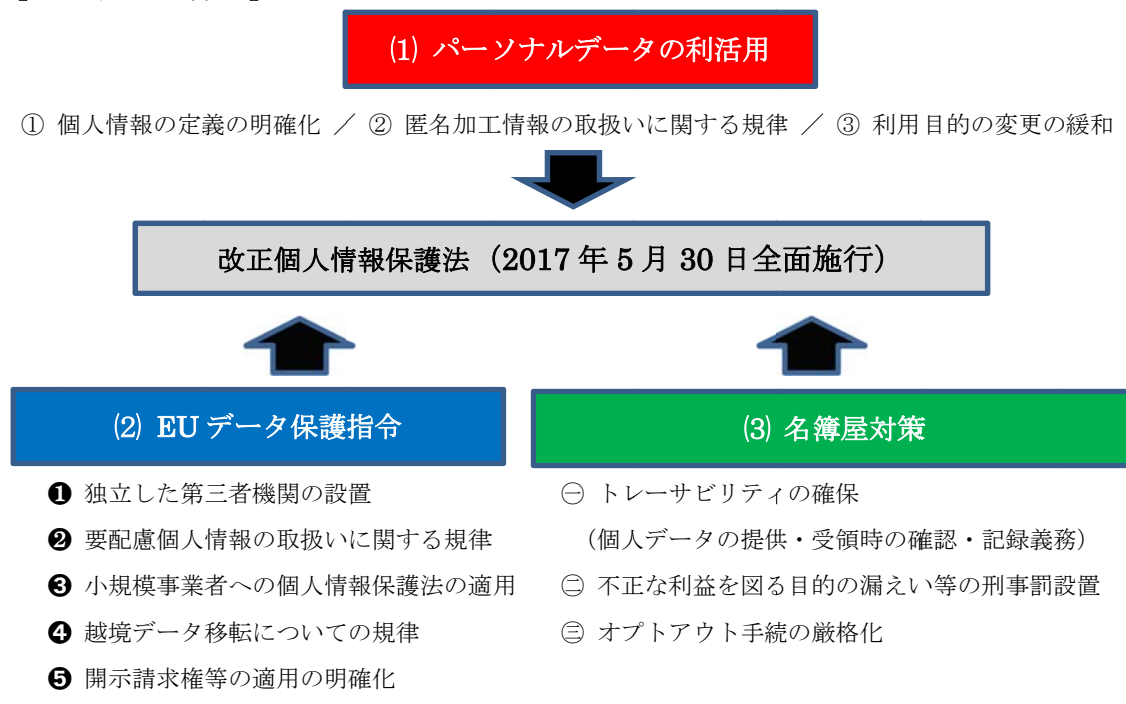


## 「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」の改正について

### 1. 法改正の概要等

- (1) **パーソナルデータの利活用**に向けた社会的な見直し要請に基づき、「①個人情報の定義の明確化」、「②匿名加工情報の取扱いに関する規律」、「③利用目的の変更の緩和」が行われました。
- (2) 旧法では、日本が**EUのデータ保護指令**の十分性の認定を受けられないため、EU側と認定に係る協議を行うための前提となる「**①**独立した第三者機関の設置」、「**②**要配慮個人情報の取扱いに関する規律」、「**③**小規模事業者への法の適用」、「**④**越境データ移転についての規律」、「**⑤**開示請求権等の適用の明確化」が行われました。
- (3) 個人情報の漏えい事件に伴う**名簿業者対策**として、「**㊦**トレーサビリティの確保(個人データの提供・受領時の確認・記録義務)」、「**㊧**不正な利益を図る目的の漏えい等の刑事罰の設置」、「**㊨**オプトアウト手続の厳格化」が行われました。

#### 【図：改正の背景】



※ 法改正の背景についての詳細は改正業務指針4項の「2. 個人情報保護法の改正の背景」参照。

## 2. 主な改正ポイント —法改正に伴う改正点が業務指針のどこに反映されているか—

現行業務指針の章立て	業務指針（改正案）の新章立て	摘要（変更点等）
<p><b>第1 個人情報保護法の概要</b></p> <p>① 個人情報保護法の目的</p> <p>② 個人情報とは</p> <p>③ 対象となる個人情報、事業者の範囲等</p> <p>④ 個人情報取扱事業者に課される義務の概要</p> <p>⑤ 罰則</p> <p>⑥ 個人情報取扱事業者が取り組むべき事項</p> <p>⑦ 国土交通省ガイドライン</p> <p><b>第2 定義</b></p> <p>① 個人情報</p> <p>② 個人情報データベース等</p> <p>③ 個人情報取扱事業者</p>	<p><b>第1章 個人情報保護の概要</b></p> <p>1：個人情報保護の目的</p> <p>2：個人情報とは</p> <p>3：対象となる個人情報、事業者の範囲等</p> <p>4：個人情報取扱事業者に課される義務の概要</p> <p>5：罰則</p> <p>6：個人情報取扱事業者が取り組むべき事項</p> <p><u>7：個人情報保護委員会</u></p> <p><u>8：個人情報保護委員会ガイドライン</u></p> <p><b>第2章 定義</b></p> <p><u>1：個人情報</u></p> <p><u>2：個人識別符号</u></p> <p><u>3：要配慮個人情報</u></p> <p><u>4：個人情報データベース等</u></p> <p><u>5：個人情報取扱事業者</u></p>	<p>👉 <b>(2)①</b>により独立した第三者機関として個人情報保護委員会を新設し、旧法の主務大臣の権限を一元化。また、遵守すべきガイドラインも変更（国土交通省ガイドラインは廃止）。</p> <p>👉 <b>(1)①</b>により個人情報の定義が明確化（身体的特徴、個人識別符号の追加等）。</p> <p>👉 <b>(2)②</b>により要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備。</p> <p>👉 個人情報データベース等から「権利利益を害するおそれが少ないもの」を除外。</p> <p>👉 <b>(2)③</b>により小規模事業者（取扱う個人情報が5千人分以下）にも改正個人情報保護法が適用となる。</p>

<p>④ 個人データ ⑤ 保有個人データ</p> <p>⑥ 本人</p> <p><b>第3章 個人情報の取得</b></p> <p>① 不正な手段での取得の禁止 ② 利用目的の本人への通知等</p>	<p>6：個人データ 7：保有個人データ <u>8：匿名加工情報</u> <u>9：匿名加工情報取扱事業者</u> 10：本人</p> <p><b>第3章 個人情報の取得</b></p> <p>1：不正な手段での取得の禁止 2：利用目的の本人への通知等</p>	<p>☛ <b>1</b>②により匿名加工情報の取扱いが規定化、</p>
<p>※ 現行業務指針「第4」は章立てを大幅に変更。</p>		
<p><b>第4章 個人情報の取扱い</b></p> <p>① 利用目的を特定することと目的変更の制限 ② 目的外利用の禁止 ④ 個人データの内容の正確性の確保</p> <p>③ 第三者提供の制限</p>	<p><b>第4章 個人情報の取扱い</b></p> <p>1：利用目的の特定と<u>利用目的の変更時の通知又は公表</u> 2：<u>利用目的による制限</u> 3：個人データの内容の正確性の確保</p> <p><b>第5章 個人データの第三者提供</b></p> <p>1：第三者提供の制限</p> <p><u>2：第三者提供に係る記録の作成・確認等</u></p> <p><u>3：外国にある第三者に提供する場合に守るべきこと</u></p>	<p>☛ <b>1</b>③により利用目的の変更を可能とする規定の整備。</p> <p>☛ 章を新設。内容整備拡充。</p> <p>☛ <b>3</b>③により本人の同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等の厳格化。</p> <p>☛ <b>3</b>③によるトレーサビリティ（個人データの提供・受領時の確認・記録の作成義務）の確保が制度化。</p> <p>☛ <b>2</b>④国境を超えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定並びに外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備。</p>

<p>⑤ 個人データが漏えいしないための安全管理措置</p> <p>⑥ 従業者の監督</p> <p>⑦ 委託先の監督</p> <p>⑧ 漏えい等が発生した場合の対応</p> <p><b>第5章 本人の求めに応じた 開示・訂正等・利用停止等</b></p> <p>① 保有個人データに関する事項の公表等</p> <p>② 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等の対応</p> <p><b>第6章 個人情報保護に関する 相談窓口の設置</b></p>	<p><b>第6章 匿名加工情報の取扱い</b></p> <p><u>1：匿名加工情報の作成等</u></p> <p><u>2：匿名加工情報の第三者提供</u></p> <p><u>3：匿名加工情報の安全管理措置</u></p> <p><u>4：匿名加工情報の作成時の公表</u></p> <p><u>5：識別行為の禁止</u></p> <p><b>第7章 個人情報の取扱上の安全管理措置</b></p> <p>1：個人データが漏えい等しないための安全管理措置</p> <p>2：従業者の監督</p> <p>3：委託先の監督</p> <p><b>第8章 本人の求めに応じた開示・訂正等・利用停止等</b></p> <p>1：保有個人データに関する事項の公表等</p> <p>2：保有個人データの開示・訂正等・利用停止等の対応</p> <p><b>第9章 個人情報保護に関する相談窓口の設置</b></p>	<p>🔊 章を新設。</p> <p>🔊 <b>(1)</b>②により匿名加工情報に係る加工方法や取扱い等の規定の整備。</p> <p>🔊 章を新設。内容の変更点は少ないが<b>重要項目</b>。</p> <p>🔊 現行業務指針の「第4 個人情報の取扱い」に含まれていた「個人データが漏えいしないための安全管理措置」、「従業者の監督」、「委託先の監督」を新第7章として規定。</p> <p>※ 現行の指針「第4 個人情報の取扱い」に含まれていた「漏えい等が発生した場合の対応」は、改正指針の第10章に移動。</p> <p>🔊 <b>(2)</b>⑤により本人の開示・訂正等・利用停止等の求めは「<b>請求権</b>」であることの明確化等。</p> <p>※ 今回大きな変更はなし。</p>
---	---	---

<p>第7 個人情報保護法違反又は違反のおそれが発覚した場合の対応</p>	<p>第10章 個人情報保護委員会による監視・監督体制及び個人情報保護法違反又は漏えい等が発覚した場合の対応</p>	<p>👁️ (3) ㊦の不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪等の刑事罰等について解説。</p> <p>※ 現行指針の「第4 個人情報の取扱い」に含まれていた「漏えい等が発生した場合の対応」が、改正指針の第10章に移動。</p> <p>※ 個人情報の保護に係る行政の監視・監督体制が、主務官庁制から個人情報保護委員会 (2) ㊦の独立した第三者機関) 中心となることに伴う、個人情報保護法違反又は漏えい等が発覚した場合の制度変更等について解説。</p> <p>※ その他参考として、保険制度から見た個人情報の漏えい等が発覚した場合の考え方や対応等を紹介。</p>
---------------------------------------	--	---

### 3. 改正個人情報保護法に係る参考情報

- (1) 個人情報保護委員会ホームページ (リンク先 ⇒ <http://www.ppc.go.jp/>)
- (2) 個人情報保護法について (リンク先 ⇒ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>)
- (3) 法令・ガイドライン等 (リンク先 ⇒ <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>)

### 4. その他

- 今回の業務指針の改正に合わせ、現在、業務指針の付属資料となる「不動産鑑定業者用諸規程等ひな型案」を作成しています。こちらにつきましては、改正業務指針が施行となる段階で本会HPに公開する予定です。

以上